

地域創生行政書士による地域創生支援型業務の一例

- 【農業・不動産】** 開発許可、宅地規制区域工事許可／農地転用関係／農業生産法人関係／道路占用許可、水路占用許可関係／官民境界協定申請関係／国土法、土地基本法に関するもの／公有地の払い下げ関係／建築許可申請等
- 【福祉・医療】** 障害福祉サービス事業指定申請／医療法人の設立認可申請／社会福祉法人設立認可申請／医薬品販売業の許可申請／高度管理医療機器販売業許可申請／障がい者支援／介護タクシー許可申請／生活保護申請等
- 【在留資格・国籍取得】** 在留資格認定証明書交付申請／在留資格取得許可申請／在留期間更新許可申請／再入国許可申請／就労資格証明書交付申請／永住許可申請／日本国籍取得（帰化許可申請）等
- 【法人設立・経営支援】** 法人設立関係（株式会社、中小企業等協同組合、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、宗教法人等）／公庫等の金融機関に対する融資申込／記帳代行、会計帳簿作成／定款・議事録・就業規則・規程の作成に基づくリスクマネジメントのサポート等
- 【知的資産経営・補助金】** 知的資産経営支援、同報告書作成支援／プログラム著作物・著作権等登録申請／品種登録（種苗法）出願／育成者権に係る契約書の作成及び登録申請／回路配線利用権等登録申請／地理的表示保護制度／経営革新計画承認申請／各種補助金申請等
- 【観光業・運輸】** 旅行業登録申請／旅館業営業許可申請（ホテル等）／旅券發給申請／車庫証明申請／自動車登録申請／運送事業経営許可申請／特殊車両通行許可申請／基準の緩和申請／倉庫業登録申請／Gマーク申請のサポート／グリーン経営認証のサポート等
- 【保健衛生・警察】** 飲食店営業許可申請／古物営業許可申請／酒類販売業許可申請／食品製造業営業許可申請／公衆浴場営業許可申請／建築物飲料水貯水槽清掃業登録申請／建築物排水管清掃業登録申請等／警備業認定申請／風俗営業許可申請等
- 【産業廃棄物・環境リサイクル】** 産業廃棄物収集運搬・処理業許可申請／一般廃棄物収集運搬・処理業許可申請／自動車リサイクル法に基づく手続／環境基準や関係法令に基づく諸手続／公害防止協定書、懸念書の作成／エコアクション21認証のサポート／地域版EMSとEA21との相互認証のサポート／フロン類充填回収業者登録申請／廃棄物再生事業者登録申請等
- 【建設業・宅建業】** 建設業許可申請／入札参加資格審査申請／浄化槽工事業登録申請／建築土事務所登録申請／経営事項審査に係る申請／解体工事業登録申請／登録電気工事業者登録申請／測量業者登録申請／宅地建物取引業免許申請／BCPのサポート等
- 【相続・契約】** 遺産分割協議書の作成／相続関係説明図の作成／遺言書作成支援／各種契約書の作成／内容証明郵便の作成／クーリングオフの手続／離婚協議書の作成／任意後見契約のサポート等
- 【金融・情報】** 預貯金・有価証券・生命保険・損害保険の名義変更／財産管理／貸金業登録申請／投資助言代理業登録申請／商品先物取引業許可申請／個人情報保護規程、コンプライアンス規程、秘密管理、保護規程など規程の作成／プライバシーマークのサポート等
- 【交通事故】** 自賠責保険請求等

※他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

行政書士法抜粋（行政書士業務）

（業務）
第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の方式）の記録によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。
2 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行なうことが法律において制限されているものについては、業務を行なうことができない。
第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行なうことが制限されている事務については、この限りでない。
一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受取をいう。次条において同じ。）に関する認定又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対する行為（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。
二 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政手続に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。
三 前条の規定により行政書士が作成することができる書類を代理人として作成すること。
四 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応じること。
2 前項第二号による業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行なうことができる。
第一条の四 前二条の規定は、行政書士が他の行政書士又は行政書士法人（第十三条の三に規定する行政書士法人をいう。第八条第一項において同じ。）の使用者として前二条に規定する業務に従事することを妨げない。

多様な連携：コミュニティ支援体制



行政書士ADRセンター兵庫 法務大臣認証（認証番号111）

兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13階 TEL078-371-8823
電子メールアドレス：adr@hyogokai.or.jp ホームページアドレス：http://www.hyogokai.or.jp/
法務大臣の認証を受けた民間紛争解決手続による和解の仲介を行う機関として兵庫県行政書士会により設置されました。
行政書士ADRセンター兵庫では、4つの専門分野の紛争（兵庫県内のもの）を取り扱います。

①自転車事故に関する紛争 ②愛護動物（ペットその他の動物）に関する紛争
③居住用賃貸物件に関する敷金返済または原状回復に関する紛争 ④外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

※ADR（裁判外紛争解決手続）とは、「訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」（「ADR法」第1条）とされており、仲裁手続、調停手続その他の手続がこれにあたります。

基本目標⑥



コスマスひょうご（一般社団法人コスマス成年後見サポートセンター 兵庫県支部）

兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13階 TEL078-361-5363
電子メールアドレス：hyogo@cosmos-sc.or.jp ホームページアドレス：www.cosmos-sc.or.jp

日本行政書士会連合会により行政書士を正会員として設立された団体の兵庫県支部です。権利の擁護及び福祉の増進に寄与し、個人の尊厳が保持されることを目的として、ご高齢の方、障がいのある方、ご自身の意思に基づいて、安心してその人らしい自立した生活が送れるよう、財産管理、身上監護を行なうサポートします。また、常日ごろより、会員の研修を行なう、資質と向上に努めており、会員の指導・監督を徹底とともに、万が一に備えても、会員全員が成年後見賠償責任保険に加入しております。

支部の活動（管轄地域） 各支部ごとに無料相談会を開催しています。

神戸支部	東灘区・灘区・中央区・兵庫区・北区・長田区・須磨区・垂水区	東播支部	西脇市・小野市・加西市・加東市・多可郡
阪神支部	尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡	姫路支部	姫路市・神崎郡
摂丹支部	三田市・丹波市・篠山市	西播支部	相生市・たつの市・赤穂市・揖保郡・赤穂郡・佐用郡・宍粟市
明石支部	明石市・三木市・神戸市西区	但馬支部	豊岡市・美方郡・養父市・朝来市
加古川支部	加古川市・高砂市・加古郡	淡路支部	洲本市・淡路市・南あわじ市

詳しい情報は：兵庫県行政書士会ホームページ
<https://www.hyogokai.or.jp/>

2018
特別号

地域創生行政書士発

まち・ひと・しごと通信

兵庫県行政書士会 地域創生関連事業 情報発信



特集

特集

2018年度ひょうご地域創生応援活動報告

2017年度地域創生応援活動報告

ひょうご 地域創生 応援運動 STEP UP!



日本行政書士会連合会
会員（ユウマツ）

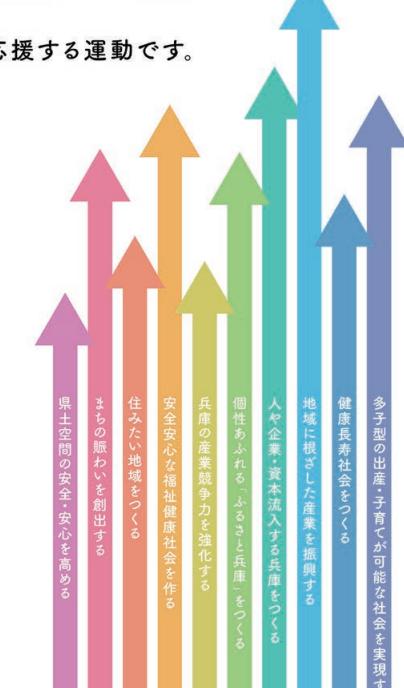
行政書士（ユウマツ）

活動状況は「地域創生行政書士発 まち・ひと・しごと通信」で、兵庫県行政書士会ホームページ、メール等を通じ発信していきます。

（地域創生プロジェクト会議）の趣旨にご賛同いただき、あなたも活動にぜひご参加ください。

※兵庫県地域創生条例の基本理念に鑑み、兵庫県地域創生戦略を応援する運動です。

地域創生行政書士は、
まち・ひと・しごとをつなぎ、
まちを元気にする。
こころとくらしを豊かにする。
地域の皆さんとともに歩み続けることを
ここに誓います。



健康長寿社会をめざす
地域に根ざした産業を振興する
多子型の出産・子育てが可能な社会を実現する
人や企業、資本流入する兵庫をつくる
兵庫の産業競争力を強化する
安全安心な福祉健康社会をつくる
個性あふれるふるさと兵庫をつくる
住みよい地域をつくる
まちの魅力を創出する



2018年度 ひょうご地域創生応援運動

兵庫県行政書士会は、「2018年度 ひょうご地域創生応援運動」と称して、平成30年度も、兵庫県等が取り組む地域創生との連携を図りながら各方面に参画することにより、地域課題の解決に役立て、行政書士制度を通じて、地域創生を応援する運動を展開します。



期間：平成30年6月1日～平成31年3月31日

【メニュー】

1. 本会各部、各支部及び行政その他関連団体との事業の連動化
2. 地域創生型事業・地域創生型研修の実施
3. 地域創生行政書士の地域創生支援型業務の周知
4. 「地域創生行政書士発 まち・ひと・しごと通信」の発信
5. 既存分野のサポーター設置
相談支援型・伴走支援型
(開発・農林水産施策・国際化・中小企業支援など)
6. 業務開発分野に挑戦するための人材の発掘とその環境の整備
(医療・農業・ツーリズム・子育て・コミュニティ作り、大学連携など)
7. 兵庫県地域創生戦略等の目標をニーズとし、有機的なチーム編成で課題対応
 - (1) TEAM 農水産A: Agriculture (農、林、水産)
開発許可(農地)・農業施策・ブランド化・古民家再生・6次産業化 等
 - (2) TEAM 産業振興B: Business (産業、観光)
 - ① TEAM 観光T Tourism (観光・民泊)
 - ② TEAM 国際I Internationalization (国際化) ※ TEAM まちCにも所属
 - ③ TEAM 医療H Health Welfare(医療、福祉) ※ TEAM まちCにも所属
 - ④ TEAM 金融F Financial (金融、情報) ICTと連携
 - ⑤ その他許可申請等業務部と連携を図る
 - (3) TEAM まちづくりC: Community (地域、くらし)
 - ① TEAM 国際I Internationalization (国際化)
 - ② TEAM 医療H Health Welfare (医療、福祉)
 - ③ 県・市・町・関係団体・10支部・行政書士ADRセンター兵庫・コスモスひょうご等と連携

【兵庫県地域創生戦略 目標】

(平成30年度改正)

人口対策(自然増対策・社会増対策)		地域の元気づくり
①多子型の出産・子育てが可能な社会を実現する	⑥兵庫の産業競争力を強化する	
②健康長寿社会をつくる	⑦安全安心な健康福祉社会をつくる	
③地域に根ざした産業を振興する	⑧住みたい地域をつくる	
④人や企業・資本が流入する兵庫をつくる	⑨まちの賑わいを創出する	
⑤個性あふれる「ふるさと兵庫」をつくる	⑩県土空間の安全・安心を高める	

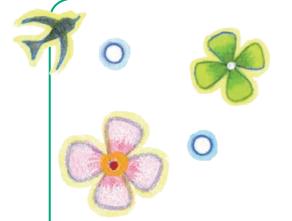


「日本行政書士会連合会」ポスター



本年度のポスターのビジュアル中の「10本の矢印」は、今年度の兵庫県地域創生戦略の10の目標と、兵庫県内に展開する10の県民局・県民センター、そして兵庫県行政書士会の10の支部をイメージしています。

【参照】「兵庫県地域創生戦略(改定版)」について(平成30年3月改定)
<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk44/tiikisouseisenryakukaitebann.html>



2017年度 地域創生活動のご報告

基本目標③⑤

「国際フロンティア産業メッセ2017」出展報告

日時：平成29年9月7日(木)・8日(金)

会場：神戸国際展示場

今年も600人を超える方に「まち・ひと・しごと通信」やADRパンフレットなど、4,000点を超える行政書士グッズを配布し、488名(昨年136名)のアンケートの回収ができました。大いに手ごたえを感じた2日間でした。



国際フロンティア産業メッセは、500近い企業や団体、大学、研究機関などがブースを設け、自慢の製品やサービスをPRする西日本でも有数の規模を誇る見本市です。来場者も昨年を上回って3万人を超えたそうです。

兵庫県行政書士会でも地域創生に取り組む行政書士の存在をアピールする絶好の機会ととらえ、神戸支部と連携して昨年から出展しています。各種のパンフレットやイベントのチラシを配布するほか、来場者に呼びかけて行政書士に関するアンケートに答えてもらい、ユキマサくんトートバッグをプレゼントしました。また、会場に設けられた提案コーナーでは、上辻靖夫会員を講師として「行政書士による知りたい中小企業のための著作権」と題して出展者プレゼンテーションにも参加しました。

メッセはすぐれた商品やサービスを知るだけでなく、出展者相互の交流の場でもあります。村山豪彦会長はじめ、わたしたちスタッフも他のブースに顔を出して、行政書士の存在を大いにアピールしました。また、来場者の中には土地や相続の問題についてスタッフに質問を投げかけてくる人もいて、ブース前が即席の相談会に早変わりする場面もありました。

今年目立ったのは高校生の姿が多かったことです。井戸敏三知事の提案もあり、多くの高校がキャリア学習の一環として生徒たちに見学をすすめているようです。自分たちの将来の進路につながるとあって、興味深そうに各ブースをのぞいていました。行政書士会のブースにもたくさんの生徒がやってきて、行政書士の仕事のこと、資格や試験のことなど真剣な面持ちでスタッフに質問していました。とくに、ユキマサくんトートバッグは生徒たちに人気でした。この経験がきっかけとなって、将来行政書士をめざす若者が出てくればいいと思います。

基本目標②⑤

スパコン「京」の見学会・セミナー参加報告



日時：平成29年9月24日(日) 13:00～17:30

会場：理化学研究所計算科学研究機構(見学会)

神戸大学先端融合研究環統合研究拠点コンベンションホール(講演会)

主催：神戸市、兵庫県、理化学研究所計算科学研究機構、計算科学振興財団

内容：スパコンが生み出す私たちの未来
～防災、創薬、ものづくり～

災・減災(兵庫県地域創生戦略の基本目標9「県土空間の安全・安心を高める」)、③創薬(兵庫県地域創生戦略の基本目標6「健康長寿社会をつくる」)が挙げられます。

ポスト「京」コンピュータのシステム開発は、2014年すでに始まっており、共用開始目標は2021年。システムとアプリケーションを協調的に開発することにより、世界最高水準の汎用性、最大で「京」の100倍のアプリケーション実行性能を目指すとのことです。

本セミナー会場は満席状態で、発表に対する質問が、常時なされる状況。スパコン「京」の成果や未来に対する関心の高さも想像を超えるものであり、今後も地域創生を通じた関与の重要性を感じました。



※記載の基本目標番号は、11ページの兵庫県地域創生戦略目標と連動しています。

〔2017年度 地域創生活動のご報告〕

基本目標②⑤

行政書士による「事業承継・事業引継ぎ無料セミナー」開催報告

日時：平成30年2月14日(水) 13:00～15:30

会場：神戸市産業振興センター 10F レセプションルーム

主催：兵庫県行政書士会

行政書士記念日企画 行政書士による「事業承継・事業引継ぎ無料セミナー～行政書士のカタチ！こうなる!! 事業バトンの渡し方～」を50人の参加者を得て開催しました。

日本政策金融公庫様の資料によると、経営者の高齢化が進んでおり、今後5～10年の間に多くの中小企業が事業承継期を迎えると考えられており、事業承継の必要性が高いと考えられる経営者年齢が70歳以上の企業においても、約3割が後継者不在の状況となっているとのことです。

兵庫県行政書士会 村山豪彦会長の挨拶で開会。第1部は「事業承継・事業引継ぎの実際」日本政策金融公庫神戸支店国民生活事業統括 山田 広様より事業承継資金の利用事例と融資審査のポイントなどについて説明いただきました。

第2部は「行政書士が関わる事業承継・事業引継ぎの「実ワ～!!」」兵庫県行政書士会業務部建設専門部会委員長 光森 司会員が建設業者の事業承継に際し、許可申請や入札参加資格申請など建設業独特の問題点や注意点について事例をもとに説明がありました。

第3部は「譲渡企業・相手先どうして探す?事業引継ぎの仲人役」兵庫県事業引継ぎ支援センター 神戸商工会議所経営支援センター課長 竹下竜介様より、親族内承継、役員・従業員承継、第3者承継（M&A）に関する情報提供やアドバイス、各種支援機関の紹介などセンターの紹介が

ありました。

本セミナーは、事業者を対象としたもので、会員が社会課題への業務改善に活用していただく内容にしました。そのため、予約制と行政書士の紹介制を採用しました。そして、平成29年12月26日、平成30年1月16日・1月31日の事業承継・事業引継ぎセミナー開催活用の事前説明会を実施し、延べ35人の会員の参加がありました。

事業承継・事業引継ぎについて、本セミナーで講演頂きました団体は、もともと、その他金融機関や支援機関等との連携を深め、今後の取り組むべき業務改善分野として企画部でもさらに進めていく予定です。皆様の参画とご協力をお願いします。



基本目標②③

神戸ブルーベリーフィールド 視察報告

日時：平成29年7月16日(土)

会場：神戸ブルーベリーフィールド（神戸市西区神出町）

地域創生の取組みとして、農業分野の現状把握や情報発信のために、地域創生プロジェクト会議のメンバーなど15名で、神戸市西区の〈神戸ブルーベリーフィールド〉を訪れました。ここは、地域創生プロジェクト会議の部員である佐藤教夫会員（明石支部）が経営している農園で、ブルーベリーの摘み取りができる観光農園として多くの人が賑わっていました。

佐藤会員が農業に参入されたのは、33歳の時に農地を相続したことがきっかけでした。その頃から、都市部からのアクセスも良い好立地を活かした観光農園を計画、栽培するなら果樹と考えていたそうです。当初は、特産品であるいちじくに注目していたものの、奥さまから「ブルーベリーがいい！」とアドバイスを受けたこともあり、早速1,000本の苗を買って始めたとのことです。これには奥さまもとても驚かれたそうです。現在、農園のブルーベリーの木は「バイケミ農法」という生態系を守りながら安全でおいしい農作物を継続的に育てる農法で栽培されています。

さて、入園料の支払い受付を済ませると、ブルーベリーの摘み取りスタートです。スタッフの方に摘み取りのコツを教えてもらい、自分で熟し具合を判断しながら、様々な種類のブルーベリーを摘み取りその場でいただきます。

〈神戸ブルーベリーフィールド〉では、都市部から多くの人が訪れていました。農園内では、受粉用にミツバチも飼育されており、愛らしいミツバチや木成りのブルーベリーを初めて見たという人も少なくありません。食卓に並んだものを食べるのではなく、収穫過程を知るという「学び」が加わることで、新しさや楽しさを感じることができるかもしれません。今回の視察は、消費者ニーズをつかむと人は集まるということを改めて実感するとともに、地域創生の事例を学ぶ貴重な機会となりました。

最後に、将来の展望をお伺いすると、近隣の耕作放棄地や空き農地を利用して、ブルーベリーの栽培面積を増やし、もっと多くの人に訪れてもらいたいとのこと。昨年も予想以上の来園者で、お盆前にはブルーベリーの実が無くなってしまい、臨時休園されたそうです。皆さんも是非この魅力を体感してみてください。

Kobe Blueberry Field（神戸ブルーベリーフィールド）
〒651-2304 神戸市西区神出町小東野50-2 ※農園はここから100メートル先
TEL078-964-3987
神戸ブルーベリーフィールドHP
<http://kobeblueberryfield.com/>



基本目標②⑤

〔2017年度 地域創生活動のご報告〕

丹波布振興支援・研究事業報告

日時：平成29年8月26日(水) 11:00～15:00

会場：丹波布伝承館

(道の駅あおがき内：兵庫県丹波市青垣町西芦田541-1)

参加者：兵庫県行政書士会 企画部 地域創生プロジェクト会議

兵庫県行政書士会企画部は、「地域創生支援型業務」の推進を目的として、地域創生プロジェクト会議メンバーを中心として、丹波布伝承館の視察と地域の課題意見交換会を実施しました。

「丹波布（たんばぬ）」は、藍色と茶色を基本色とし、藍と茶と黄、藍と黄を合わせた緑で縞柄や格子柄を織り上げます。幕末から明治の初め頃まで、丹波佐治の地で農家によって盛んに織られてきました。当時は、縞貫（しまぬき）もしくは佐治木綿（さじもめん）という呼び名でしたが、昭和初期、柳宗悦が「民藝運動」の中で「丹波布」の名で紹介して以来、その名称が一般的になりました。丹波布は「つまみ糸」と呼ばれる絹の肩糸を、間隔をあけて縫糸に織り込むことが特徴の手織りの木綿平織り布です。宗悦は、「無名の職人が作る民衆の日常品の美」に着目しており、丹波布の手紡ぎ手織りによって生まれる風合いや天然染料の素朴な美しさを称賛したとされています。

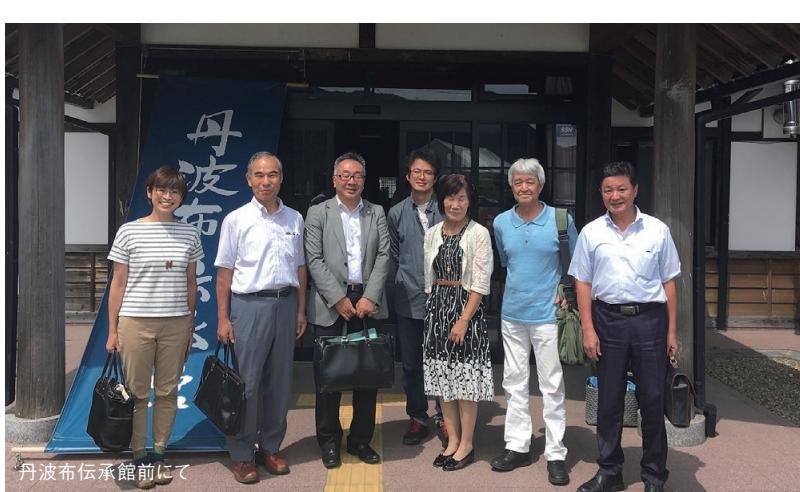
メンバーは、丹波布技術保存会の村山誠子理事と大谷とみ江理事、支援者高瀬守博氏とともに、「丹波布伝承館」を見学。次に高源寺（丹波市青垣町松倉514）に移動。そこで、丹波布技術保存会の古川副会長（佐治自治協議会事務局長）と道野初美理事と合流して、意見交換会の場をもつことができました。

現在、丹波布は、①国指定無形文化財、②兵庫県伝統的工芸品に指定されていますが、今後、経済産業大臣指定の「伝統工芸品」を目指していくことが丹波布保存会から報告されました。

様々な制度を検討した結果、「丹波布」を丹波市に「ふるさと名物」として特定して「ふるさと名物応援宣言」を出してもらい、さまざまな支援制度を活用してはどうかという提案をしました。既に兵庫県下では、この取り組みが始まっています。

ており、西脇市・多可町・加東市の「播州織」、加古川市の綿花「かことん」、朝来市の「竹田城跡」「生野銀山」「岩津ねぎ」などが選定されています。

今後も丹波布のブランド化に向けた課題を共有し、協力していくことを確認して交流会を終えました。



基本目標②⑤

「丹波布」の地域ブランド育成セミナー 開催報告

日時：平成29年11月23日(木) 13:30～14:30

会場：丹波の森公苑

協賛：兵庫県行政書士会

丹波布技術保存会主催の国選択無形文化財指定60周年を祝う記念事業が11月18日(土)～26日(日)の9日間、丹波市の丹波の森公苑で行われ、丹波布の過去、現在、未来に関する歴史、資料、染織作品などが一堂に展示され、多くのファンでにぎわいました。

兵庫県行政書士会では、地域創生型事業の一環として、初日から行政書士のPR看板、地域創生行政書士宣言、地域ブランド育成セミナーの看板等を会場に展示掲載しました。

11月23日(木)には、兵庫県行政書士会の協賛による「地域ブランド育成のために」と題するセミナーを開催。55名の参加がありました。

セミナーは、畠田久祐丹波布技術保存会会長と村山会長のあいさつ、大口副会長の趣旨経過説明の後、講師として地域創生プロジェクト会議部員の上辻靖夫会員とインテリアデザイナーの高瀬守博氏が紹介されました。

高瀬氏は、主にブランドの品質性能、商品開発、販売戦略、国内外のテキスタイル展への展開について、専門家の立場から提言されました。

地域創生プロジェクト会議は、大口副会長を中心に5月から、丹波布の地域ブランド化のための調査研究を進め、丹波布伝承館の訪問や丹波布技術保存会の関係者との懇談、経産省の指導する伝統工芸の展望なども参考

しながら、その現状と当面する課題の把握と展望に努め、提言としてまとめました。

丹波布は兵庫県の地域産業資源には指定されていますが、丹波市による「ふるさと名物応援宣言」を受けていないため、消費者への情報発信や地域への顧客獲得、販売促進、人材育成および補助金受給の多様な面において政策に乗れない不利な点がありました。丹波市や関係機関による地域ブランド育成の土壤整備が、今後の重要な課題だと思います。





基本目標②⑤

〔2017年度 地域創生活動のご報告〕

2017全国コットンサミット in かこがわ視察報告

日 時：平成29年11月18日(土) 13:00～17:00

会 場：加古川市民会館中ホール 他

主 催：2017全国コットンサミット in かこがわ実行委員会

内 容：基調講演 「コットンと寄り添う生活」

八神 純子 氏（歌手）/ 藤原 晶子 氏（わたばな工房代表）

「コットン対談」

近藤 健一 氏（全国コットンサミット実行委員会会長）

岡田 康裕 氏（2017全国コットンサミット in かこがわ大会長）

創作講談

「加古川こっとん物語」～姫路藩の借金を返した加古川木綿～

旭堂 南海 氏（講談師、加古川観光大使）

コットンサミットは、綿花に関わる人々をつなぐことを目的として開催されています。関わる人々には、「栽培する人」「紡ぐ人」「製品を作る人」そして「購入する人」が含まれ、バリューチェーンの主たる構成員を対象とするイベントになっています。今回の加古川の開催で第6回目を迎えたコットンサミットですが、2011年に大阪府岸和田市で第1回目を開催、その後、鳥取県境港市、奈良県広陵町、愛知県蒲郡市で開催され、その輪は全国へ広がりをみせています。

基調講演の中で八神純子さんは、「海外生活において、日本製品の魅力・価値に改めて気づかされることが多く、日本で生活する人の多くはその素晴らしさに気づいていないように思う、すごく残念なことだ。」とお話しされています。「最近、欧米のようにペーパータオルを設置している洗面所が増え、それはハンカチを使わない人が増えたことと大きく関係している。」とお話しされています。ペーパータオルの普及をどのように感じるか、人によって異なるとは思います。八神さんにとっては、「ハンカチ文化が薄れている」と感じるできごとだったそうです。意識されなくなれば、時代の流れの中で根付いた文化も薄していくかもしれません。

コットンサミットを通して感じたことは、素材や産地を意識することは、貴重な日本製品や、それに伴う文化を守ることにつながるということです。例えば、贈

り物にすれば素材や産地の物語も一緒に届けてくれます。贈られた人が愛着を持って大切してくれる結果、同じように贈り物として他の人に届け、その輪が広がる可能性があります。

物販・展示会場では、現在本会の地域創生型事業の中で、丹波布振興支援・研究事業で取り上げている丹波布など、サミットに参加している各地の綿花を使った製品が数多く販売されていました。出展者の中には、耕作放棄地で綿花栽培から製品作りまで一貫して取り組んでいる方もいらっしゃいました。「地域でまとまって取り組まなければならないが、考え方が一人ひとり異なるから一筋縄ではいかないし、気持ちが折れそうになることもある。でも、守りたいものがあるから頑張れる。」と力強くお話しされていました。今回、多くの人と出会い、お話を聞くことができ、改めて地域創生に取り組まれている人や地域の活動を知つてもらうことの大切さということを感じることができました。



基本目標②⑤

企画部・知的資産専門部会 合同研修会 報告

日 時：平成29年8月23日(水) 13:30～16:40

会 場：兵庫県行政書士会 研修室

内 容：地域創生型研修

「農商工連携は新たな価値創造の取り組みです！」

第1部：ひょうご農商工連携ファンド事業、助成金の説明と活用例
第2部 農商工連携ファンド申請の実際と行政書士による伴走型支援

講 師：第1部 木原奈穂子 氏

（ひょうご産業活性化センター 農商工連携支援専門員）

第2部 河西麻耶 会員

（企画部員、阪神支部）

地域創生型研修「農商工連携は新たな価値創造の取り組みです！」と題して、第1部では「ひょうご農商工連携ファンド事業、助成金」の説明と活用例、助成金の対象事業や助成内容、留意点などについて説明。第2部では、その申請事例を「当事者型支援」「伴走型支援」のケースに分けて紹介しました。

今回の研修の目的として、農商工連携が地域創生につながる新たな価値創造を実現していく取り組みであることを伝えるとともに、（公財）ひょうご産業活性化センターの「ひょうご農商工連携ファンド事業助成金」制度が、試作品開発であるという前提条件さえおさえおけば、他の補助金と比べて、きわめて採択率の高い補助金制度であることを明らかにすることができます。

「ひょうご農商工連携ファンド事業助成金」制度の応募は、例年秋に開始されますので、「ひょうご産業活性化センター」のホームページ等でご確認ください。また同センターでは、毎月2回の相談会があるほか、案件があれば、予約の上、農商工連携相談窓口で随時相談ができます。



基本目標⑥⑦

〔2017年度 地域創生活動のご報告〕

行政書士制度広報月間 兵庫県行政書士会 市民公開講座
「暮らしの手続き安心セミナー」実施報告

日 時：平成29年10月27日(金) 14:00～16:30

会 場：兵庫県学校厚生会館 2階

主 催：兵庫県行政書士会（連携：神戸支部）

プログラム

【第1部】調停劇「ペットのトラブル 手続き これで安心！」
～申込・解決模様など～ 行政書士 ADRセンター兵庫

【第2部】成年後見解説

コスモスひょうご（一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 兵庫県支部）

【第3部】講演「相続！手続き事情、異変あり!!」

講師：行政書士 本田 圭 会員（兵庫県行政書士会）

支部長の伴野光男会員による「成年後見の解説」。制度の概要から支援内容、手続の流れについて、また成年後見と任意後見の違いについて分かりやすく解説されました。

第3部は、本会理事及び阪神支部支部長の本田圭会員による「相続！手続き事情、異変あり!!」。かわいいイラストの資料を用いて相続人の特定など基本的なこと、遺言書のこと、遺産分割協議書作成の注意点、法定相続情報証明制度について丁寧な説明がありました。

本セミナーを通して、「暮らしの手続きに安心」してできるよう、行政書士がお手伝いできるきっかけとなることを願っています。



基本目標④⑤

大学学術交流講義報告

実施内容：大学学術交流カリキュラム

実施期間：神戸学院大学 / 平成29年4月10日～7月17日

姫路獨協大学 / 平成29年4月17日～7月10日

今年度も、神戸学院大学ならびに姫路獨協大学と、学術交流協定に基づく事業を実施しました。両大学では「行政書士実務講座」が前期に2単位設けられ、兵庫県行政書士会所属の行政書士が、1～2講義ずつリレー的に講師を務めるものです。神戸学院大学では、15回、姫路獨協大学では7回、多彩なテーマで講義を行いました。

平成29年度 神戸学院大学 学術交流 カリキュラム
(受講者の約660名)

日 程	講 義 タ イ プ
第1回 4月10日	行政書士業務は繋がる、拡がる、ビジネス（質の高い仕事をするから、紹介で顧客が増えるから、業務の種類が拡がる。）
第2回 4月17日	魅力ある行政書士の未来～刑事政策から～外国人犯罪者の動向と事例研究
第3回 4月24日	行政書士と社会保障～社会保障（成年後見制度）の視点から～
第4回 5月1日	行政書士とADR～トラブルはチャンスかもしれない～人のつながり方を模索する
第5回 5月8日	行政書士とADR～トラブル解決に挑戦してみよう～人を信じる気持ちをくらませる
第6回 5月15日	今日は「知事を出せ！」ときたか～建設業の窓口は大騒ぎ
第7回 5月22日	行政書士にできること、やらねばならないこと～相談業務を通じて考えた事
第8回 5月29日	外国人が日本に住むということ
第9回 6月 5日	外国人が日本で働くということ
第10回 6月12日	時代を駆ける行政書士!!
第11回 6月19日	未来へ期向ける行政書士!!
第12回 6月26日	「不倫の代償（ソケ）」行政書士のリーガルマネジメント
第13回 7月 3日	「人生の節目」行政書士」
第14回 7月10日	アイツ「社長」やるってよ1～設立手続と会社法～
第15回 7月17日	アイツ「社長」やるってよ2～行政書士が「社長」にできること～

平成29年度 姫路獨協大学 学術交流 カリキュラム
(受講者の約270名)

日 程	講 義 タ イ プ
第1回 4月17日	暮らしのこと・仕事のこと】行政書士の展望
第2回 5月 1日	【暮らしのこと】人生あれやこれや 戸籍・遺言・相続・遺産分割協議書
第3回 5月15日	【暮らしのこと】人生あれやこれや 成年後見
第4回 5月29日	困ったときは裁判外紛争解決手続(ADR)
第5回 6月12日	【仕事するには】外国人の入国在留手続あれこれ
第6回 6月26日	【仕事するには】法人あれこれ 株式会社・NPO法人 登記事項証明書(法人)の見方
第7回 7月10日	【仕事するには】許認可あれこれ 特定行政書士・行政不服審査の申立など

〔2017年度 地域創生活動のご報告〕

基本目標②

TIA 豊岡市国際交際協会インターナショナルデイ 2017 参加報告

日時：平成29年6月24日（土）12:00～16:00

会場：豊岡市民プラザ

連携：但馬支部

平成29年6月24日（土）に豊岡市ショッピングセンター〈アイテイ〉7階の豊岡市民プラザで「TIA INTERNATIONAL DAY 2017」が開催されました。兵庫県行政書士会は、地域創生の取り組みの一環として、このイベントに後援させていただき、昨年に引き続き、但馬支部と連携して出展しました。

このイベントは、豊岡市国際交流協会（TIA）によって毎年開催され、豊岡市における外国人と市民との貴重な交流の機会となっています。会場内は国際交流員のプレゼンテーションやJICA関西による各国の民族衣装展示、海外で活躍するNPO法人による出展なども催され、多数の方が来場されていました。

多種多様な国の方々が参加交流する中、行政書士制度の活用を促進するパネルを展示し、業務部国際専門部会の応援も得て外国人向けの無料相談会を実施し、こちらは2件の相談を受けました。地域における国際交流の活性化は、地域を元気にさせるうえで重要な要素であり、その一助となれたのではないかと思います。

【参考】

豊岡市人口ビジョン・豊岡市地方創生総合戦略について

<http://www.city.toyooka.lg.jp/www/contents/1445914812536/index.html>

基本目標⑥

第4回「にしのみや認知症つながりフェア」活動報告

日時：平成29年11月26日（日）13:00～16:00

会場：西宮市民会館（101会議室、401会議室）

主催：にしのみや認知症つながりフェア実行委員会

「にしのみや認知症つながりフェア」は、認知症に対する啓発活動と関係団体間の交流・つながりづくりの一環として開催されており、兵庫県行政書士会は第1回から参加しています。本年は、本会から、大口企画部担当副会長と大戸企画部部員が参加し、阪神支部からは、本田圭支部長、小川浩樹副支部長、松村康弘副支部長が参加しました。加えて、コスモス成年後見サポートセンター兵庫支部（以下「コスモスひょうご」）にも協力を依頼し、角本直樹支部長が参加されました。

兵庫県行政書士会では、成年後見制度に関するパネルを出し、来場者へ成年後見制度に関する情報の提供を行い、来場者からの質問やご相談に対応しました。

「パネル展示」では、介護、福祉、医療、そして地域で活動している約30の団体が一堂に会し、認知症の人や家族を支援する活動を紹介しました。さらに「パネル展示」会場は、各団体相互に面識を広め、情報を手軽に交換できる、貴重な場となっていました。

今回は、新たな試みとして、映画「毎日がアルツハイマー2」の上映、協賛企業による介護食の試食、口腔ケア、排泄ケアのコーナーが設けられました。また、認知症の初期状態を学ぶ寸劇や、介護施設の種類に関する「ミニ講座」、成年後見制度に関する「ミニ講座」が行われ、弁護士会と司法書士会の講演者とともに、コスモスひょうご 角本直樹支部長が、成年後見制度に関する説明を行いました。

フェアは約250名の参加者を得て、今年も成功裏に終了しました。行政書士は、地域で開催されるこのようなフェアに積極的に参加し、住民、行政、そして地域の関連団体との連携を深めることにより、信頼につなげることができますと感じました。



基本目標⑨

明石支部主催 行政書士記念日市民公開講座
「備えあれば憂いなし～出来ていますか、いざという時に～」開催報告

日時：平成30年2月17日（日）14:00～16:30

会場：複合型交流拠点「子午線ホール」

主催：兵庫県行政書士会 明石支部

明石支部主催の市民講座を、複合型交流拠点「子午線ホール」にて開催いたしました。今年のテーマは「備えあれば憂いなし」ということで、第1部はコスモス成年後見サポートセンター 兵庫県支部会員による寸劇、第2部はテレビの天気予報コーナーでおなじみの蓬萊大介氏に「自然災害が多い時代でどう暮らすか」の内容で講演いただきました。

事前予約制で申し込みを支部で受け付けておりましたが、締切日の数日前には定員250名が満席になり、当日にも参加希望のお問合せもいただきました（残念ながら満席のためご参加いただけませんでしたが）、今回の市民講座では、皆さまの関心の高さを実感いたしました。

市民講座は、まず行政書士制度を知っていただくため、日行連の行政書士DVDを数分間上映し、大屋清貴支部長や村山豪彦会長のあいさつの後、第1部の寸劇を開始いたしました。成年後見制度を市民の方にわかりやすく知ってもらうため、「ある家族が、認知症が進んだ母親の自宅を売却しようとしたところ、子どもでも勝手に売却できないので、行政書士に相談する」という設定で、コスモスひょうごの会員が演じました。クイズもあり、会場と一緒に考えられる方法は映像とは違った良さがあり、参加いただいた皆さまにも成年後見制度の内容がよく伝わったのではないかと思います。

第2部の蓬萊大介氏は、防災士の資格もお持ちの気象予報士です。蓬萊氏の自己紹介、お天気キャスターになったきっかけ、テレビや天気のお話、天

気と災害の関係などを、時にクイズも交えながら分かりやすくお話しいただきました。最近は天気の移り変わりが激しいので、いざという時の備えが大切とのことから、家庭で自分でもできる備蓄をお話しいただきました。防災グッズというと難しく聞こえますが、水・懐中電灯・水タンク・簡易式トイレなど簡単に備えられるグッズを、紹介いただきました。その後、中井副支部長の閉会のあいさつをもって、明石支部市民講座を無事終了しました。

「備えあれば憂いなし」のテーマに沿って、成年後見制度の周知と災害への備えということで企画した今回の市民講座でしたが、寒い中にもかかわらず多くの方にご参加いただきました。今回の市民講座をきっかけにさらに行政書士の業務と自然災害への備え、防災に対する周知ができますと存じます。



第1部 コスモスひょうご 会員による寸劇

気象予報士・蓬萊大介氏

基本目標①⑥

阪神支部主催 行政書士記念日市民公開講座
「みんなで取り組む子育て支援～明るい未来へ～」開催報告

日時：平成30年2月25日（日）13:30～16:30

会場：尼崎市女性センター・トレピエ

主催：兵庫県行政書士会 阪神支部

阪神支部では、子育てを単に家庭内の問題とせず、社会全体で考えるきっかけとなればとの思いから、行政書士記念日の行事として「みんなで取り組む子育て支援～明るい未来へ～」と題して、市民公開講座を開催しました。昨今の育児問題への関心の高さから、チラシ等をご覧になって当日会場へ直接足を運んでいただいた方もおられ、事前予約人数を上回る100名以上の方にご来場いただきました。

会場内にはベビーカースペース、施設内にはこども室、「赤ちゃんの駅」（乳幼児と外出中の保護者が、授乳やおむつ交換などに利用できる施設の愛称）が設置されていることもあり、小さなお子さま連れの方にも数多くご来場いただき、女性の方の参加率も高かったように感じました。

受付時には、尼崎市のシティプロモーションマスコット「あまっこ」が、来お出迎えに駆けつけてくれ、会場は和やかな雰囲気に包まれていました。

本田阪神支部部長と村山会長よりあいさつの後、第1部では、兵庫県健康福祉部少子高齢局こども政策課こども企画班長の矢倉範和氏を講師にお迎えして、兵庫県の少子化対策・子育て支援の取り組みについて、平成27年度よりスタートした地域創生戦略に基づく「ひょうご子ども・子育て未来プラン」の要旨を中心にお話しいただきました。矢倉氏は、講演後の休憩時間中にも、会場の出入口付近で参加者の方からの質問に丁寧に答えておられた姿が印象的でした。

休憩時間中には、「あまっこ撮影会」も行われ、限られたスペースではありましたが、受付付近は大変に賑わいました。

第2部では、本年度も映画上映を行いました。作品は、大宮浩一監督作品のドキュメンタリー映画「夜間もやってる保育園」です。普段は接することが少ない「夜間もやってる保育園」の実情を知ることのできる内容です。

映画の上映後には、「行政書士って何するひと?」と題し、本田支部長より行政書士の業務を紹介するミニ講演も行われました。

私たち行政書士とご参加いただいた市民の方々が、同じテーマを同時期に共有できる良い機会になったのではないかと思います。



基本目標⑤

「行政書士記念日 市民公開講座 in 西はりま」実施報告

日 時：平成 30 年 2 月 24 日（土）13:00～16:30

会 場：たつの市の龍野経済交流センター

主催等：兵庫県行政書士会（連携：西播支部）

〔プログラム〕

【第 1 部】

調停劇「自転車事故トラブル解決模様」

～申込・解決模様など～ 行政書士 ADR センター兵庫

【第 2 部】

講演「相続! 手続事情、異変あり!!」

講師：行政書士 本田 圭 会員（兵庫県行政書士会）

【第 3 部】

講演 谷 五郎 氏

～西はりま暮らしと地域創生～

講師：谷 五郎 氏（ラジオ パーソナリティ）

兵庫県行政書士会主催『行政書士記念日 市民公開講座 in 西はりま』は、天候にも恵まれ、定員を上回る 192 名の参加をいただき、会場はほぼ満席状態となりました。

定刻通り 13:00 に開会。村山豪彦会長のあいさつその後、第一部の行政書士 ADR センター兵庫による調停劇「自転車事故トラブル解決模様～受付から解決まで～」が行われました。演者の会員も、普段はスーツで仕事をされていますが、今日ばかりは、それぞれの役柄に合わせた衣装を身にまとめての熱演に、来場の皆さんも熱心に見入っておられました。

続いて第二部、阪神支部の本田圭会員による講演『相続! 手続事情異変あり!!』へと進み、相続の基本から遺言書、遺産分割協議書、そして新たに法改正されスタートした『法定相続情報証明制度』に至るまで丁寧かつ分かりやすい講演でした。

そして第三部、ラジオ関西のパーソナリティとしておなじみの谷五郎氏による講演『西はりま暮らしと地域創生』へと進みました。

谷五郎さんは、パーソナリティを務める番組の企画で、西はりまは宍粟市に拠点となる「五郎ハウス」を借り、月2回の地域の取材をする生活をされています。地域ごとの魅力や現状など体験談を交えて、ご講演いただきました。会場も谷さんの話術に引き込まれ、終始笑いのたえない、楽しい講演で、本会でも積極的に取り組んでいる地域創生に関心を持っていただけたのではないかでしょうか。

最後は、連携いただきました開催地の西播支部 森本征彦支部長の閉会のあいさつで無事すべてのプログラムを滞りなく終えることができました。

ご来場いただいた皆さんにも、有意義で満足していただけた一日になったのではないかと思います。また一般の市民の方々に行政書士をより身近に感じていただけるよい機会になったと思います。



基本目標⑨

「大規模災害時における被災者支援協力に関する協定」の締結



平成 27 年度より、兵庫県行政書士会は各支部と連携を図り、兵庫県をはじめとする県下の複数の市町、ならびに地方支分部局との間で「大規模災害時における被災者支援協力に関する協定」を締結するに至り、協定締結式が行われました。

平成 28 年

1月14日（木）… 神戸市
1月15日（金）… 姫路市
3月28日（月）… 三田市
6月27日（月）… 尼崎市
7月6日（月）… 篠山市
7月12日（火）… 豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
7月13日（水）… 高砂市
7月27日（水）… 丹波市
8月18日（木）… 兵庫県（企画県民部）
8月29日（月）… 国土交通省神戸運輸監理部
兵庫陸運部 及び
姫路自動車検査登録事務所
10月1日（土）… 播磨広域連携協議会
姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町
(※明石市を除く 12 市 9 町)

10月3日（月）… 淡路市

平成 29 年
8月1日（火）… 洲本市、南あわじ市

平成 30 年
1月15日（月）… 伊丹市
1月29日（月）… 西宮市



● 兵庫県（企画県民部）

● 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部

● 姫路自動車検査登録事務所

● 播磨広域連携協議会



現時点での本会の協定締結自治体は 1 県 36 市町 2 地方支分部局となりました。

今後、本会の側においても、万全の支援態勢の構築を進め、災害発生時の機動性や実効性を高めてまいります。

活動報告の基本目標について

2017 年度 地域創生活動の報告における「基本目標」については、平成 29 年度の「兵庫県地域創生戦略目標」の項目に連動しています。

兵庫県地域創生戦略目標

(平成 29 年度)

人口対策（自然増対策・社会増対策）	地域の元気づくり
① 多子型の出産・子育てが可能な社会を実現する	⑤ 兵庫の産業競争力を強化する
② 地域に根ざした産業を振興する	⑥ 健康長寿社会をつくる
③ 人や企業・資本が流入する兵庫をつくる	⑦ 住みやすい地域をつくる
④ 個性あふれる「ふるさと兵庫」をつくる	⑧ まちの賑わいを創出する
	⑨ 県土空間の安全・安心を高める

